

家畜伝染病予防法改正の方向性

分類	問題点・課題	対応（案）	現状及び法改正の方向性
1 家畜の伝染性 疾病の名称変更	○疾病の名称ではないが、だちようとエミューの法的位置付けを明確にすべきとの意見あり。	○家伝法施行令の改正により、エミューの法的位置付けの明確化を検討	○家伝法施行令を改正し、エミューの法的位置付けを明確化（R7.10.1施行）
2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化	○対応計画の策定を規定していたにも関わらず、大規模農場におけるHPAI発生事例において、家きんの焼却又は埋却の処分方法がなかなか決まりず、調整に難航した事例があったことから、発生した際の影響が大きい大規模農場においては、処分方法を含め実効性のある対応を事前に整理しておく必要があるのではないか。	○埋却地等の実効性確認や移動式レンダリング装置等の大型防疫資材の活用計画の策定による事前調整の具体化 ○飼養衛生管理基準の大規模所有者の項目の対応計画の中に、新たに「監視伝染病発生に対する準備」として、防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備を規定することを検討【基準】	○埋却地等の実効性確認や移動式レンダリング装置等の大型防疫資材の活用計画の策定に関する課長通知を都道府県宛に発出（R6.2.14） ○飼養衛生管理基準を改正し、大規模所有者のうち知事が認める者が策定する対応計画は防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資材、機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する項目を含む内容となるよう規定（R7.10.1施行）
3 飼養衛生管理基準の遵守に係る 是正措置等の拡充	①HPAI発生事例において、再発事例を含め飼養衛生管理基準の遵守が徹底されていない事例があったことから、飼養衛生管理基準に係る自主点検の実効性を高める必要があるのではないか。 ②法に基づく、指導・助言、勧告、命令、公表が行われた事例が少なく、遵守徹底の観点からも運用の改善が必要ではないか。 ③R4シーズンに、26道県 84事例 約1,771万羽を殺処分したことにより、鶏卵価格に影響を及ぼしたことなどから、影響緩和のため、農場の分割管理の取組の更なる推進が必要ではないか。 ④一律の詳細な飼養衛生管理基準を適用せず、家族経営と小規模農家で実施可能な基準で運用すべき。 ⑤HPAIについて、近年新たなワクチン開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチンの開発・接種の導入について検討すべきではないか。 ⑥CSFの発生が散発的になってきた中で清浄化に向けての道筋を検討すべきではないか。殺処分範囲の見直しを検討すべきではないか。	①定期報告様式等を改正し、家畜の所有者自らが遵守状況をより適切に把握できるよう、評価基準を2段階（○・×）から3段階（○・△・×）に変更することを検討 ②法に基づく指導・助言を実効的に行えるよう、具体的な発動基準を飼養衛生管理基準指導等指針に明記し、都道府県の策定する飼養衛生管理基準指導等計画に反映することを検討【指導等指針】 ③大規模農場においては分割管理を検討するよう飼養衛生管理基準に明記することを検討【基準】 ④畜産物の出荷がない非商用の小規模農場については、他の農場に疾病を伝播させるリスクが低いため、感染予防及び早期発見に資する基本的な項目を独自基準として新たに設定することを検討【基準】 ⑤新技術HPAIワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始 ⑥CSFについてワクチン接種下の発生状況等を踏まえ、清浄化ロードマップを策定。この中で殺処分の範囲の見直しを記載するとともに、その範囲について専門家の意見を踏まえ検証し、法制度の見直しの要否を検討	①評価基準を3段階（○・△・×）に変更するため、定期報告様式等が定められた局長通知を改正し、都道府県宛に発出（R7.12予定） ②飼養衛生管理基準指導等指針を改正し、法に基づく指導・助言を実効的に行えるよう具体的な発動基準を明記（R7.10.1施行） ③飼養衛生管理基準を改正し、大規模所有者のうち知事が認める者は農場の分割管理の導入について検討を義務付け（R7.10.1施行） ④飼養衛生管理基準を改正し、非商用家畜の基準を新たに規定（R8.10.1施行） ⑤HPAIに関する予防的ワクチン接種の導入に向け検討会を開催（R7.8.19） ⑥CSFの殺処分範囲の見直しについて、牛豚等疾病小委員会で議論し、全頭を殺処分しなくとも他農場への伝播リスクは変わらないとの科学的な評価を得た（R7.10.6）ことを踏まえ、法改正により豚熱発生時の殺処分範囲を全頭殺処分から選択的殺処分に変更

分類	問題点・課題	対応（案）	現状及び法改正の方向性
4 野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け	<p>○野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を確認した場合、当該山林等について家伝法第51条の「家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所」に該当し、家畜防疫員の指示を受けた者による立入が可能であることを明示するため通知の発出を含め検討</p>	<p>○山林等で発見した野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を確認した場合、当該山林等について家伝法第51条の「家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所」に該当し、家畜防疫員の指示を受けた者による立入が可能であることを明示するため通知の発出を含め検討</p>	<p>○野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を山林等で確認した場合において、家畜防疫員の指示を受けた者が、家伝法第51条を根拠に、当該山林等への立ち入り、感染防止対策を実施できる旨の通知を発出予定</p>
5 家畜防疫官の権限等の強化	<p>①より確実な違反品の摘発を効果的・効率的に実現するにはどうすべきか。 ⇒CIQ関係行政機関との連携を一層深めつつ、より確実な検査実施体制を整備し、反復・組織的な違法持込みを徹底して阻止するよう体制の強化が必要ではないか。</p> <p>②国内に持ち込まれた違反品についてどのように対応すべきか。 ⇒輸入禁止品を販売している外国食材店等を把握した場合に、十分な対応を取ることができるよう国内対応の取締強化が必要ではないか。</p>	<p>①CIQ関係行政機関と一層緊密に連携し、事前旅客情報等を活用しながら、違反常習者を確実に検査できる体制整備を検討</p> <p>②水際検疫の延長として、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限を家畜防疫官に付与するなど、家伝法の改正を検討</p>	<p>①反復して違反品を持込む者を確実に検査できるよう、動物検疫所・税関・出入国在留管理庁の間で違反歴のある者の情報を共有する体制を構築</p> <p>②法改正により、輸入禁止品等の販売等を禁止し、家畜防疫官に外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与</p>
6 その他	<p>【ランピースキン病関係】</p> <p>○一部の発生農家の自主とう汰への協力が得られず、地域的なまん延を招いたこと、家畜防疫員が強制力をもってワクチン接種等ができなかったことから、発生初期から強制力のある措置を行うことが必要ではないか。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の家畜伝染病の発生状況、人員不足等の家畜保健衛生所の現状を踏まえ、民間検査機関等でも検査すること等を検討してもよいのではないか。 	<p>○ランピースキン病については、今後も我が国で発生するリスクが想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる時期に向けて発生初期から強制力のある措置を行えるようにするため、家伝法に基づき新たに政令を制定し、法第62条の疾病の種類として指定するとともに、法第2条の家畜伝染病として位置付けることについて家伝法の改正を検討</p> <p>○まん延防止のために行う豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査に關し、一部作業を民間検査機関等で実施した場合の費用について、国の負担金の対象拡大のための家伝法の改正を検討</p> <p>○人員が不足する中でも、適時の豚熱ワクチン接種を着実に実施するため、接種する者の範囲拡大のための家伝法の改正を検討</p>	<p>○ランピースキン病について、家畜伝染病と同程度の協力な防疫措置を講ずることができるよう家伝法に基づき、新たに政令を制定（R7.7.28）。更に法改正により、ランピースキン病を家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築</p> <p>○法改正により、豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況確認検査の一部工程を民間検査機関等に委託した場合に、その費用の一部を国が負担できるようにする</p> <p>○法改正により、一定の条件を満たす場合に限り、特例的に当該農場の飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を可能とする</p>